

登録品種「東京ゴールド」自家増殖等許諾手続要綱

令和4年3月31日 3農振財研第199号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）及び中村利行氏（以下「共同育成者権者」という。）が共同で育成した登録品種「東京ゴールド」（以下「当該品種」という。）について、財団育成品種の自家増殖等許諾方針に定めた自家増殖等許諾手続に関して必要な事項を定めることにより、当該品種のブランド価値を守り都内及び国内の生産者が品種のメリットを最大限享受すること、木本性植物である当該品種の海外流出により違法な収穫物が安定的かつ長期的に生産されるリスクを防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自家増殖等

自家増殖（農業者等が正当に入手した種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用すること）に加え農業者等が品種の親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を自己の農業経営において更に種苗として利用することを含む。ただし、個人的又は家庭的利用に関する自家増殖許諾手続は不要とする。

(2) 農業者等

農業を営む個人又は農地所有適格法人。

(3) 遵守事項

自家増殖等許諾申請にあたって、申請をする農業者等（以下「申請者」という。）が遵守すべき以下の事項。

ア 自家増殖等により得た当該品種の種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。

イ 当該品種の種苗を海外に持ち出さないこと。

ウ 自家増殖等により得た種苗は適切に管理し、当該品種の品質を損なわないこと。

エ 自家増殖等により得た種苗のうち自己の経営に用いなかった種苗は、遅滞なく処分すること。また、剪定枝は確実に廃棄処分すること。

オ 自家増殖等に関する財団又は共同育成者権者の調査に協力すること。

(4) 団体

2 経営体以上の個人を含む。

(実施)

第3条 財団と共同育成者権者が締結した共同出願契約第3条に基づき、財団が当該品種の自家増殖等許諾手続きを実施するものとする。

(許諾料)

第4条 当該品種の許諾手続きに係る許諾料は無償とする。

(申請)

第5条 申請者は、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。また、申請者は申請にあたり次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 第2条3号の事項の遵守

(2) 個人、団体の別（団体の場合、構成員数）

(3) 郵便番号、住所、氏名（団体の場合は代表者職・氏名）、電話番号、メールアドレス

(4) 結着の有無にかかわらず、年度内に接ぎ木・挿し木等による自家増殖等を行う本数

(5) 主な圃場所在地

2 申請方法は次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 財団農林総合研究センター（以下「農総研」という。）のホームページからの入力

(2) 郵便又は持参

(承認)

第6条 財団は、第5条1項各号について不備や疑問点がない場合、許諾を承認するものとするが、自家増殖によって得られた種苗及び収穫物の特性に財団は責任を負わないものとする。

- 2 許諾期間は当該年度の許諾通知到着日から年度末（3月31日）までとする。ただし、翌年度まで1カ月未満となった場合は、翌年度の4月1日から3月31日までの許諾申請をすることができる。
- 3 財団は農総研代表アドレスからのメール又は郵便により申請者あて承認を通知するものとする。
- 4 自家増殖を行うことが適切でないと認められる場合は許諾を承認しないものとする。

（個人情報保護）

第7条 第5条で申請された申請者の個人情報については、財団の「個人情報保護要綱」に基づき、自家増殖等許諾に関わる管理に利用するものとする。

- 2 申請者の個人情報は、共同育成者権者と共有するものとする。

（許諾の解除）

第8条 次に掲げる場合には、財団は当該許諾を過去に遡って解除できるものとし、当該許諾を解除したことにより損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) 第2条の遵守事項について重大な違反を犯した場合
- (3) 利用者が法人である場合において、他の法人と合併、企業連携あるいは資本関係の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合
- (4) その他前各号に準ずるような当該許諾を継続し難い重大な事由が発生した場合

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。